

第四十三号議案

江戸川区体育施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区体育施設条例の一部を改正する条例

江戸川区体育施設条例（昭和三十一年六月江戸川区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第五条第三号中「前二号のほか、」を「その他」に改める。

第八条の見出し中「減免」を「減額又は免除」に改め、同条中「特別の」を「規則で定める」に、「認めた」を「認める」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第九条中「既納の」を「既に納付した」に改める。

第十条の見出しを「（利用承認の取消し等）」に改め、同条中「次の各号のいづれかに該当するときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し若しくは利用の承認を取り消す」を「次の各号のいづれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する」に改め、同条第一号中「規定」を「規程」に改め、同条第二号中「又は利用条件」を「に反し、又は利用の条件」に改め、同条第四号中「前三号のほか、区長が」を「その他区長が特に」に改める。

第十二条中「されたとき、若しくは利用承認」を「され、若しくは利用の承認」に改める。

第十三条の見出しを「（損害賠償の義務）」に改める。

別表二テニスコートの項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表野球場（少年野球場を含む。）の項から運動場の項までの規定中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。